十和田八幡平国立公園満喫プロジェクト地域協議会　設置要綱

（名称）
第１条　本会は、「十和田八幡平国立公園満喫プロジェクト地域協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

（目的）
第２条　本会は、国立公園の美しい自然を活かし、より上質な体験を提供することにより、世界水準の「ナショナルパーク」へと改革していく国立公園満喫プロジェクトを十和田八幡平国立公園において推進するための具体的なプログラム（以下、「ステップアッププログラム 2025」という。）を策定し、実施していくことを目的とし、関係機関の相互の連携を図るため設置するものである。

（協議事項）
第３条　協議会は、以下に掲げる事項を協議する。
（１）十和田八幡平国立公園における国立公園満喫プロジェクトの推進に関する事項
（２）「ステップアッププログラム 2025」の策定及び実施に関する事項。
（３）その他、第２条の目的を達成するために必要と認められる事項。

（構成員）
第４条　協議会は、別表１に掲げる関係機関等をもって構成する。
２　協議会には議長を置き、議長は東北地方環境事務所長とする。
３　協議会は、必要に応じアドバイザーを招集することができる。

（会議）
第５条　会議は、必要に応じて事務局が招集する。
２　議事は、議長が進行する。

（部会）
第６条　十和田八幡平国立公園の地域ごとの具体的な事項を検討するため、十和田八甲田地域部会及び八幡平地域部会を設置する。
２　十和田八甲田地域部会及び八幡平地域部会は、必要に応じて事務局が招集する。
３　十和田八甲田地域部会及び八幡平地域部会では、それぞれの地域における「ステップアッププログラム 2025」の検討及び推進に関する事項を所掌する。
４　その他、第２条の目的を達成するために必要な場合は、テーマ別の部会を設置する。
５　各部会には、議論のため必要と認められる協議会構成員以外の者を部会員として招集することができる。

（事務局）
第７条　本会の事務を処理するため、青森県、秋田県、岩手県及び十和田八幡平国立公園管理事務所に事務局を置く。

（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則　この要綱は、平成 28 年９月 26 日から施行する。
平成 30 年３月 29 日 に一部 改正。
令和　6 年４月　１日に一部　改正。

別表１　第３条第１項　構成員

構成員
《国の機関》
環境省東北地方環境事務所　所長
国土交通省東北地方整備局　企画部長
国土交通省東北運輸局　観光部長
林野庁東北森林管理局　計画保全部長
《地方自治体》
青森県観光交流推進部　部長
青森県環境エネルギー部自然保護課　課長
青森県県土整備部道路課 課長
岩手県環境生活部　部長
岩手県商工労働観光部観光・プロモーション室　室長
岩手県県土整備部道路環境課　総括課長
秋田県生活環境部　部長
秋田県観光文化スポーツ部誘客推進課　課長
秋田県建設部道路課　課長
青森市経済部　部長
黒石市商工観光部　部長
十和田市農林商工部　部長
平川市経済部　部長
八幡平市商工観光課　課長
滝沢市経済産業部　部長
雫石町観光商工課　課長
鹿角市産業部　部長
仙北市観光文化スポーツ部　部長
小坂町観光産業課　課長
《民間団体》
公益社団法人青森県観光国際交流機構　理事長
公益財団法人岩手県観光協会　理事長
一般社団法人秋田県観光連盟　会長
一般社団法人十和田湖国立公園協会　理事長
八甲田振興協議会　会長
八幡平国立公園協会　会長（八幡平市長）（常任理事　八幡平市商工観光課　課長）